

令和7年度

# 安全運転管理者等法定講習

～交通事故発生状況と安全運転管理のポイント～

---

岡山県警察本部交通企画課

A solid green horizontal bar spanning the width of the slide, located at the bottom.

# 1 県下の交通事故発生状況

## 令和6年中の発生状況

| 区分     | 総事故件数   | 人身事故   |        |       |        | 物損事故<br>件数 |
|--------|---------|--------|--------|-------|--------|------------|
|        |         | 発生件数   | うち死亡事故 |       | 負傷者数   |            |
|        |         |        | 件数     | 死者数   |        |            |
| 令和6年   | 50, 282 | 4, 869 | 58     | 60    | 5, 489 | 45, 413    |
| 令和5年   | 50, 713 | 5, 161 | 49     | 49    | 5, 816 | 45, 552    |
| 増減数    | －431    | －292   | 9      | 11    | －327   | －139       |
| 増減率(%) | －0. 8   | －5. 7  | 18. 4  | 22. 4 | －5. 6  | －0. 3      |

人口10万人あたりの死者数3. 25人(全国ワースト13位)

# 1 県下の交通事故発生状況

---

## 令和6年中の交通事故の特徴

### ○ 人身事故

- 時間帯別では、朝夕の通勤・通学時間帯の発生が約3割
- 事故類型別では、追突及び出合頭が約6割

### ○ 死亡事故

- 事故類型別では、単独等の一方的過失による事故が約7割
- 年齢層別では、高齢者が約6割

# 1 県下の交通事故発生状況

## 令和7年6月末現在の発生状況

| 区分     | 総事故件数   | 人身事故   |        |        |        | 物損事故<br>件数 |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|------------|
|        |         | 発生件数   | うち死亡事故 |        | 負傷者数   |            |
|        |         |        | 件数     | 死者数    |        |            |
| 令和7年   | 24, 148 | 2, 303 | 18     | 18     | 2, 649 | 21, 845    |
| 令和6年   | 23, 948 | 2, 351 | 20     | 21     | 2, 652 | 21, 597    |
| 増減数    | 200     | －48    | －2     | －3     | －3     | 248        |
| 増減率(%) | 0. 8    | －2. 0  | －10. 0 | －14. 3 | －0. 1  | 1. 1       |

人口10万人あたりの死者数0. 98人(全国ベスト17位)

## 2 安全運転管理者選任事業所 の交通事故発生状況

令和6年中の発生状況

| 区分     | 人身事故件数 | 死者数  | 負傷者数  |
|--------|--------|------|-------|
| 令和6年   | 359    | 4    | 393   |
| 令和5年   | 288    | 4    | 316   |
| 増減数    | 71     | 0    | 77    |
| 増減率(%) | 24. 7  | 0. 0 | 24. 4 |

## 2 安全運転管理者選任事業所の交通事故発生状況

---

### 令和6年中の交通事故の特徴

#### ○ 人身事故

- 時間帯別では、朝の通勤時間帯の発生が約4割
- 事故類型別では、追突が約4割
- 年齢層別では、20歳代が多い(約23%)

#### ○ 死亡事故

- 事故類型別では、4件中3件が単独事故
- 年齢層別では、4件中3件が50歳代

## 2 安全運転管理者選任事業所 の交通事故発生状況

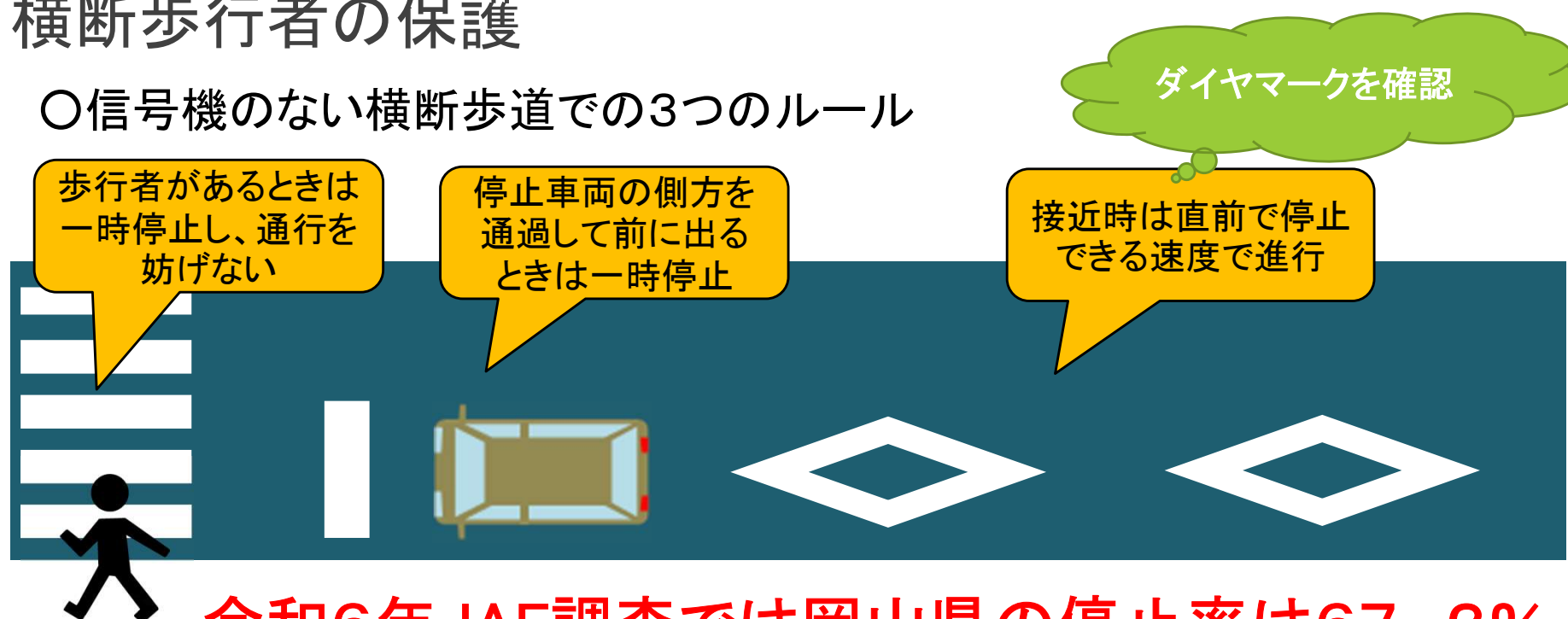
令和7年6月末の発生状況

| 区分     | 人身事故件数 | 死者数  | 負傷者数  |
|--------|--------|------|-------|
| 令和7年   | 178    | 1    | 204   |
| 令和6年   | 158    | 1    | 175   |
| 増減数    | 20     | 0    | 29    |
| 増減率(%) | 12. 7  | 0. 0 | 16. 6 |

### 3 事業所における 安全運転管理のポイント

#### 横断歩行者の保護

○信号機のない横断歩道での3つのルール



令和6年JAF調査では岡山県の停止率は67.2%

### 3 事業所における 安全運転管理のポイント

---

#### 一方的過失による事故防止

○まずは前をよく見て運転

→反対車線へのはみ出しや路外工作物への衝突を防ぐことができます

○制限速度遵守＋道路状況に応じた速度

→進路を保つとともに、衝突時の衝撃を軽減します

○運転者の体調・健康にも配慮

→居眠り運転や病気による意識喪失も考えられます



### 3 事業所における 安全運転管理のポイント

---

#### 飲酒運転の防止

○安全運転管理者の業務～点呼と酒気帯び確認

→点呼：自動車点検、運転者は正常運転ができるか？

→酒気帯び確認：運転前後に実施、対話による方法等も可、  
検知器の保持、内容の記録化

○二日酔いに注意！

→二日酔いのおそれがある場合は、休暇取得、遅出が  
できる職場環境づくりを

**従業員が飲酒運転をした場合、事業所の信頼を大きく揺るがします。飲酒運転は絶対にあってはいけません！**



### 3 事業所における 安全運転管理のポイント

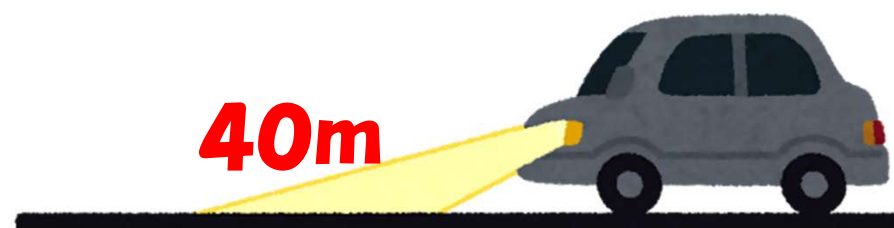
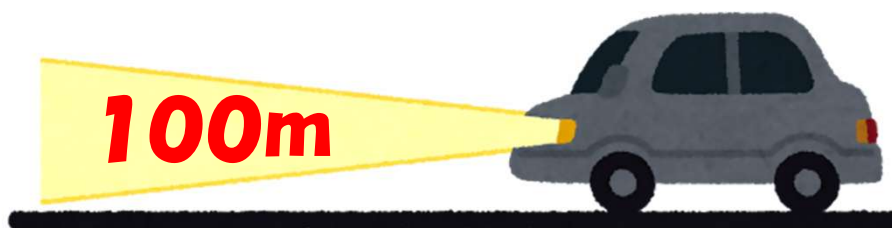
#### 夜間の歩行者被害事故防止

○夜間歩行中の死者の大半は夜光反射材非着用  
→LEDライトや夜光タスキを着用すれば車両等に自分を早く知らせることができます



○ライトは原則上向き

→上向きで100m、下向きで40m照射可能、対向車がなければ、上向きライトで危険を早く発見



### 3 事業所における 安全運転管理のポイント

#### シートベルト等の着用

○令和6年中、四輪車乗車中の死者22人中14人はシートベルト非着用、その大半がシートベルトを着用していれば助命していた  
→万が一の事故で命を守るためにも全席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用

○自転車事故では、ヘルメット非着用により致死率は2.2倍に  
→令和5年4月から全年齢層でのヘルメット着用が努力義務化されています

**従業員の安全確保は、事業所の重要な責務です。**



### 3 事業所における 安全運転管理のポイント

---

#### 事故があったときの措置

○事故があったときの4つの義務

- ・運転の停止
- ・負傷者の救護
- ・道路における危険防止措置
- ・警察官に報告～相手が立ち去っても必ず報告



**ひき逃げ(負傷者を救護せずに逃走)の場合、  
少なくとも3年間の免許取消しになります。**

### 3 事業所における 安全運転管理のポイント

#### 運転できる自動車の確認

| 免許の区分       | 車両総重量   | 最大積載量   | 乗車定員  | 取得時期             |
|-------------|---------|---------|-------|------------------|
| 普通免許        | 3.5トン未満 | 2トン未満   | 10人以下 |                  |
| 準中型免許(5t限定) | 5トン未満   | 3トン未満   | 10人以下 | H19.6.2~H29.3.11 |
| 準中型免許       | 7.5トン未満 | 4.5トン未満 | 10人以下 |                  |
| 中型免許(8t限定)  | 8トン未満   | 5トン未満   | 10人以下 | H19.6.1以前        |
| 中型免許        | 11トン未満  | 6.5トン未満 | 29人以下 |                  |
| 大型免許        | 11トン以上  | 6.5トン以上 | 30人以上 |                  |

免許外の自動車を運転すると無免許運転となり、免許が取り消されます！

### 3 事業所における 安全運転管理のポイント

---

何気なくやっているかもしれない違反

○合図を出さずに進路変更

→合図不履行違反

○バス停に止まっていたバスの発進を譲らない

→乗合自動車発進妨害

○運転席、助手席の窓ガラスに日よけを付ける

→乗車積載方法違反

○先が渋滞している交差点に進入する

→交差点等進入禁止違反



### 3 事業所における 安全運転管理のポイント

---

#### 自転車の交通ルール

○令和6年11月から酒気帯び運転、携帯電話使用等に関する罰則の整備

→事故の起因となる危険な行為

○令和8年4月から自転車の交通違反に交通反則通告制度を適用

→信号、一時停止等守るべきルールは変わりません



**自転車も車両ですので、自動車と同様の  
ルールを守らないといけません。**